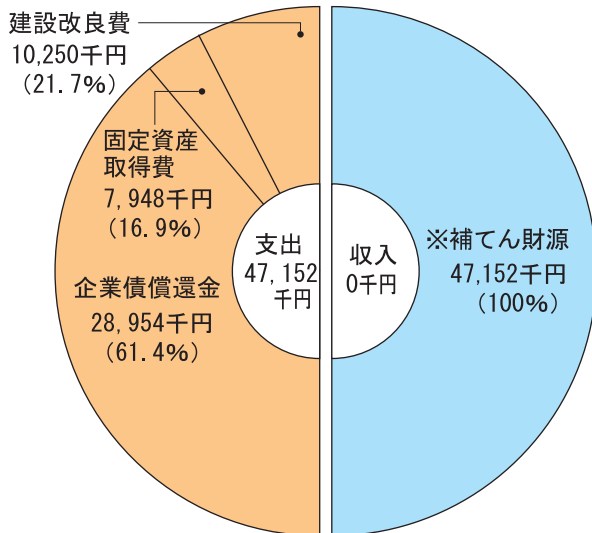


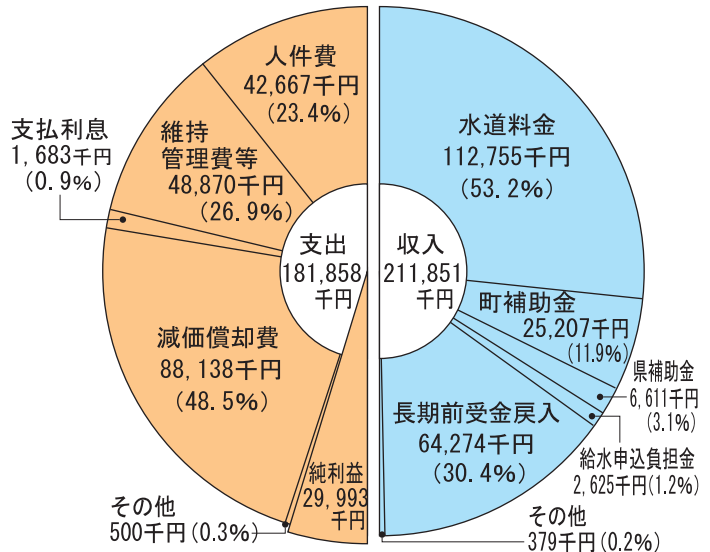
令和7年度水道事業会計決算

資本的収支
(水道施設の建設等に係る収支)



※補てん財源(留保資金)：減価償却費など経費算定しますが、利益や減価償却費など現金の支出を必要としない費用分を蓄積したものです。

収益的収支
(水道水をつくり、供給することに係る収支)



●長期前受金戻入は、固定資産取得時に受けた補助金等を、減価償却時に相応の額を順次収益化したものです。収益収支の上では利益として計上されますが、現金を伴う利益ではありません。

ふるさと納税について

ふるさと納税制度は、生まれ育った「ふるさと」や、自分が応援したい地域を選んで寄附を通じて貢献できる仕組みです。平成20年5月に始まったこの制度は、地域に寄せられた寄附金が所得税や住民税の控除という形で還元され、全国の自治体が活用することで地域の課題解決や魅力発信に寄与しています。

寄附額の47.5%以内で返礼品や送料、サイト手数料等の事務経費を賄い、残りの52.5%が町の歳入になります。町外からの寄附額が増えていくと、町の財源確保につながり、より幅広い行政サービスや地域事業が展開可能になります。

また、普通交付税交付団体の神崎町では、町民のふるさと納税寄附を通じた税収の流出については、地方交付税補てん分で減収額の75%が国から補てんされます。これにより、自治体負担を最小限に抑えながら寄附金を活用し、住民のためのさらなるサービス提供が可能となります。

返礼品提供事業者を募集しています！

神崎町では、ふるさと納税制度を通じて本町の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品として、商品やサービスの提供にご協力いただける事業者を募集します。

- 返礼品の登録メリット** ① サイト掲載で全国にPR ② 登録料・販売手数料：なし！
③ 送料負担：なし！

返礼品提供事業者の要件

以下の返礼品を提供できる事業者（個人事業者を含む）の方。

返礼品の要件

- 町内で生産・製造等が行われている農産物・食品、雑貨等
 - ・地元農産物
 - ・常温または冷凍で配送可能な加工食品
- 町内で提供している体験・サービス。
 - ・観光体験、農業体験、製作体験などの体験チケット
 - ・宿泊利用券、ランチやディナーのコースチケット

その他

- 返礼品の価格設定・数量等は、登録の際に打ち合わせをします。
- 返礼品の発送については、委託業者が集荷に来るため、自社から発送できます。
- インターネットにつながるPC等の端末があれば、簡単に始められます。

お問合せ・登録申込 総務課企画財政係 ☎2111



神崎町ふるさと納税